

# 鳥取県公報

平成20年4月8日(火) 第7980号

毎週火・金曜日発行

目 次 青少年に有害な図書の指定(237)(青少年・文教課)・・・・・・・・・・・・2 ◇告 示 鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変更の届出(238)(自治振興課)・・・・・・・2 生活保護法による介護機関の指定(239)(福祉保健課)・・・・・・・・・・・・2 生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出(240) (〃)・・・・3 国土調査の成果の認証(241) (耕地課)・・・・・・・・・・・・・・・3 小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間 (242) (水産課)・・・・・・・・・・・4 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(243)(東部総合事務所県民局)・・・・・・4 指定居宅サービス事業者の指定(244) (東部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・5 指定居宅サービス事業者の廃止(245)(")・・・・・・・・・・・・・5 指定介護老人福祉施設の指定(247)(")・・・・・・・・・・・・・・・6 指定介護予防サービス事業者の指定(248)(")・・・・・・・・・・・・・7 指定介護予防サービス事業者の廃止 (249) (〃) ・・・・・・・・・・・・・・・・7 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(250)(中部総合事務所県民局)・・・・・8 指定居宅サービス事業者の指定(251) (中部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・8 指定居宅サービス事業者の廃止 (252) (1)・・・・・・・・・・・・・・・・9 指定居宅介護支援事業者の廃止(253)(")・・・・・・・・・・・・・・9 指定介護予防サービス事業者の指定(254)(")・・・・・・・・・・・・・9 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定 (255) (西部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 定例教育委員会の招集 (7) (教育総務課) ・・・・・・・・・・・ 11 教委告示 公 少年指導委員の委嘱(警察本部少年課)・・・・・・・・・・・・・・・ 11  $\Diamond$ 調達公告 一般競争入札の実施(教育委員会教育センター)・・・・・・・・・・・・ 12 危険物取扱者試験の実施(消防チーム)・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

## 示

#### 鳥取県告示第237号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当す る青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定	種別	図書類				
番号		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名		
7055	雑誌	お尻倶楽部 VOL. 92	雑誌 02299-03	三和出版株式会社		
7056	II .	素人写真THE MOVIE	雑誌 68461-17	株式会社大洋図書		
7057	II .	エンジェルクラブ 4月号	雑誌 11945-4	エンジェル出版		
7058	II .	月刊桃姫 4月号	雑誌 13879-4	富士美出版株式会社		
7059	II .	うぶモード 3月号	雑誌 01887-03	株式会社コアマガジン		
7060	II .	ごっくんDX VOL.1	雑誌 60012-39	株式会社一水社		
7061	II .	覗き!盗撮カメラ衝撃報告DVD(裏)激	雑誌 16396-04	サンデー社		
		写最前線4月号増刊				
7062	II .	投稿キング 4月号	雑誌 06501-4	ワイレア出版株式会社		
7063	II .	フェチ外来	雑誌 64192-18	三和出版株式会社		
7064	11	潮吹き美少女コレクション	雑誌 68295-54	マイウェイ出版株式会社		

#### 鳥取県告示第238号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第3項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変 更の届出を平成20年3月26日受理したので、同条第5項の規定により告示する。

平成20年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第239号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条 の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 居宅介護事業者

夕折	主たる事務	民宅企業事業正の夕新	居宅介護事業	居宅介護事業	<b>地</b> 学年 月 口
名称	所の所在地	居宅介護事業所の名称	所の所在地	の種類	指定年月日

財団法人恵	米子市西町	財団法人恵仁会薬局	米子市加茂町	居宅療養管理	平成19年12月
仁会	36-1		二丁目219	指導	1 日
株式会社メ	鳥取市末広	株式会社メディコープ	鳥取市末広温	訪問介護	平成 20 年 4 月
ディコープ	温泉町566	とっとりヘルパーステ	泉町211		1 日
とっとり		ーションたんぽぽ			
株式会社わ	米子市大崎	株式会社わかとりハー	倉吉市清谷325	"	"
かとり	1404	トステーション倉吉		"	"

#### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業 所の所在地	介護予防事業 の種類	指定年月日
財団法人恵	米子市西町	財団法人恵仁会薬局	米子市加茂町	介護予防居宅	平成19年12月
仁会	36-1		二丁目219	療養管理指導	1日
株式会社メ	鳥取市末広	株式会社メディコープ	鳥取市末広温	介護予防訪問	平成 20 年 4 月
ディコープ	温泉町566	とっとりヘルパーステ	泉町211	介護	1 日
とっとり		ーションたんぽぽ			
株式会社わ	米子市大崎	株式会社わかとりハー	倉吉市清谷325	JJ.	,,,
かとり	1404	トステーション倉吉		"	"

#### 鳥取県告示第240号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、 指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定によ り次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所 在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の 所在地	廃止年月日
鳥取医療生活	鳥取市末広温泉町	鳥取生協病院デイケア	鳥取市末広温泉町	平成 20 年 2 月 29
協同組合	566	かがやき	252	日

#### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所 在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の 所在地	廃止年月日
鳥取医療生活	鳥取市末広温泉町	鳥取生協病院デイケア	鳥取市末広温泉町	平成 20 年 2 月 29
協同組合	566	かがやき	252	日

#### 鳥取県告示第241号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、 同条第4項の規定により告示する。

平成20年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

平成19年度まで 岡及び本宮の各一部)の地 平岡及び本宮の各一	0年4月8日
Marie III and the later later	
籍図及び地籍簿 部	
倉 吉 市 平成17年度から 倉吉市(国府、西倉吉町、 倉吉市国府、西倉吉	
平成19年度まで   秋喜、秋喜西町及び福光の   町、秋喜、秋喜西町及	]]
各一部)の地籍図及び地籍 び福光の各一部	,,
簿	
倉吉市 (関金町堀及び関金   倉吉市関金町堀及び	
# 町明高の各一部)の地籍図 関金町明高の各一部	"
及び地籍簿	
八 頭 町 平成18年度から 八頭町(茂谷の全部)の地 八頭町茂谷の全部	
平成19年度まで   籍図及び地籍簿	"
伯 耆 町 平成17年度から 伯耆町(古市の一部)の地 伯耆町古市の一部	
平成 19 年度まで   籍図及び地籍簿	<i>11</i>
平成15年度から 伯耆町(久古及び福岡原の 伯耆町久古及び福岡	
" 平成19年度まで 各一部)の地籍図及び地籍 原の各一部	"
海 海	
日 南 町 平成18年度から 日南町(阿毘縁の一部)の 日南町阿毘縁の一部	,,
平成 19 年度まで   地籍図及び地籍簿	"
平成17年度から 日南町(花口の一部)の地 日南町花口の一部	,,
" 平成 19 年度まで 籍図及び地籍簿	"
日南町(三栄の一部[503]) 日南町三栄の一部	]]
"の地籍図及び地籍簿 (503)	"
平成 18 年度から 日南町 (三栄の一部[504]) 日南町三栄の一部	
" 平成 19 年度まで の地籍図及び地籍簿 (504)	"

#### 鳥取県告示第 242 号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)第9条第2項の規定に基づき、小型機船底びき網漁 業に係る漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項の許可の申請期間を平成20年4月8日から同月18日 までと定めたので、同規則第9条第3項の規定により告示する。

平成20年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県告示第243号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人

の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年5月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 申請のあった年月日
  平成20年3月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岩美かたつむり工房
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 演崎 智熙
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 岩美郡岩美町大字新井269
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、障害者 (精神・知的・身体) に対して、地域での交流・創造的活動・生涯活動等、社会復帰の 促進に関する事業を行い、地域の発展と社会福祉の増進を図り、広く公益に貢献し、障害者の自立の実現に寄 与することを目的とする。

\_\_\_\_\_

#### 鳥取県告示第244号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代 表者の氏名)	住所(主たる 事務所の所 在地)	居宅サービス事業 を行う事業所の名 称	居宅サービス事業 を行う事業所の所 在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社メディ	鳥取市末広	株式会社メディコ	鳥取市末広温泉町	訪問介護	平成 20 年 4
コープとっとり	温泉町 566	ープとっとりヘル	211		月1日
代表取締役社長		パーステーション			
池成 福己		たんぽぽ			
株式会社メディ	鳥取市末広	株式会社メディコ	鳥取市末広温泉町	通所介護	
コープとっとり	温泉町 566	ープとっとりデイ	203		,,
代表取締役社長		サービスかがやき			,,
池成 福己					

#### 鳥取県告示第245号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名 (名称及び 代表者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)	居宅サービス事業 を行っていた事業 所の名称	居宅サービス事業 を行っていた事業 所の所在地	居宅サービス の種類	廃止年月日
日立コンシュ	東京都港区西	中国日立家電株式	鳥取市千代水三丁	福祉用具貸与	平成 20 年 3
ーマ・マーケテ	新橋二丁目 15	会社鳥取営業所	目 106		月 31 日
ィング株式会	-12				
社					
取締役社長					
渡辺 修徳					
鳥取医療生活	鳥取市末広温	鳥取生協病院デイ	鳥取市末広温泉町	通所介護	
協同組合	泉町 566	サービスかがやき	252		,,
組合長理事					"
山上 英明					

#### 鳥取県告示第246号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の 事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代表者 の氏名)	住所 (主たる事務所の 所在地)	居宅介護支援事業を 行っていた事業所の 名称	居宅介護支援事業を 行っていた事業所の 所在地	廃止年月日
社会福祉法人鳥取県厚	鳥取市伏野2259-43	三津白寿苑	鳥取市三津869-7	平成20年3
生事業団				月31日
理事長 西原 昌彦				

#### 鳥取県告示第247号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したの で、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代表者の	住所 (主たる事	介護老人福祉施設の	介護老人福祉施	指定年月日
氏名)	務所の所在地)	名称	設の所在地	相处平月 日
社会福祉法人鳥取県厚生	鳥取市伏野	いこいの杜	鳥取市湖山町西	平成20年4月1日
事業団	2259-43		三丁目 113-1	
理事長 西原 昌彦				

#### 鳥取県告示第248号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名 (名称及び 代表者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)	介護予防サービス 事業を行う事業所 の名称	介護予防サービス 事業を行う事業所 の所在地	介護予防サー ビスの種類	指定年月日
株式会社メデ	鳥取市末広温	株式会社メディコ	鳥取市末広温泉町	介護予防訪問	平成 20 年 4
イコープとっ	泉町 566	ープとっとりヘル	211	介護	月1日
とり		パーステーション			
代表取締役社		たんぽぽ			
長 池成 福					
己					
株式会社メデ	鳥取市末広温	株式会社メディコ	鳥取市末広温泉町	介護予防通所	
イコープとっ	泉町 566	ープとっとりデイ	203	介護	
とり		サービスかがやき			"
代表取締役社					"
長 池成 福					
己					
有限会社工	鳥取市今町一	エスポワール	鳥取市今町一丁目	介護予防訪問	平成 20 年 4
ス・ティ・エヌ	丁目 130		130	介護	月 14 日
代表取締役					
遠藤 美千枝					

#### 鳥取県告示第249号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定 介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名 (名称及び 代表者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)	介護予防サービス 事業を行っていた 事業所の名称	介護予防サービス 事業を行っていた 事業所の所在地	介護予防サー ビスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活	鳥取市末広温	鳥取生協病院デイ	鳥取市末広温泉町	介護予防通所	平成20年 3
協同組合	泉町 566	サービスかがやき	252	介護	月31日
組合長理事					
山上 英明					

#### 鳥取県告示第250号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年 5月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 申請のあった年月日
  - 平成20年3月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人『楽』(登記上の表示 特定非営利活動法人 楽)
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 井手添 敬子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 倉吉市上井町一丁目12
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は障がいのある人や、高齢者を中心に全ての人が主体的に社会参加し生きがいを持って自己実現に 向けた地域生活を営めるよう支援し、共生の地域づくりを目指す事を目的とする。

#### 鳥取県告示第251号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 功 崎

氏名(名称及び 代表者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)	居宅サービス事 業を行う事業所 の名称	居宅サービス事業 を行う事業所の所 在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人	鳥取市伏野2259	デイサービスセ	倉吉市昭和町1-	通所介護	平成20年4月
鳥取県厚生事業	-43	ンターほのぼの	10		1 日
団 理事長 西		家			
原昌彦					
		ははき訪問介護	東伯郡湯梨浜町大	訪問介護	
"	"	事業所	字上浅津70		JJ.
		外部サービス利		特定施設入居	
,,,	"	用型指定特定施	,,	者生活介護	,,,
,,,	"	設入居者生活介	,,		,,
		護事業所母来寮			

株式	代会社わかと	米子市大崎1404	株式会社わかと	倉吉市清谷325	訪問介護	
ŋ	代表取締役		り ハートステ			"
角	祐一		ーション倉吉			

#### 鳥取県告示第252号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービ スの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名 (名称及び代表 者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)	居宅サービス事 業を行っていた 事業所の名称	居宅サービス事 業を行っていた 事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
有限会社ホームケ	倉吉市明治町	有限会社ホーム	倉吉市明治町	訪問入浴	平成20年3月
アーアイム代表取	1037 - 4	ケアーアイム	1037 - 4		31日
締役 山田満壽子					
医療法人社団もり	東伯郡琴浦町	訪問看護ステー	東伯郡琴浦町大	訪問看護	
もと 理事長	大字逢東1210	ション鈴ヶ野	字逢東1216-1		JJ
森本益雄					
株式会社大陽堂薬	倉吉市上井27	株式会社大陽堂	倉吉市上井27-	福祉用具貸与	平成20年4月
局 代表取締役	- 1	薬局	1		1 日
廣瀬満昭					

鳥取県告示第253号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の 事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表 者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)	居宅介護支援事業を行っ ていた事業所の名称	居宅介護支援事業 を行っていた事業 所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人みの	倉吉市福守町	倉吉スターガーデン	東伯郡北栄町東園	平成20年3月31日
り福祉会 理事長	452	北栄事業所	218-1	
村田 実				

#### 鳥取県告示第254号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

功 鳥取県中部総合事務所長 岡 崎

氏名(名称及び 代表者の氏名)住所(主たる事 務所の所在地)		介護予防サービス 事業を行う事業所 の名称	介護予防サービ ス事業を行う事 業所の所在地	介護予防サー ビスの種類	指定年月日
株式会社わかと	米子市大崎1404	株式会社わかとり	倉吉市清谷325	介護予防訪問	平成20年4
り 代表取締役		ハートステーショ		介護	月1日
角 祐一		ン倉吉			
社会福祉法人	鳥取市伏野2259	ははき訪問介護事	東伯郡湯梨浜町		
鳥取県厚生事業	-43	業所	大字上浅津70	,,	IJ.
団 理事長 西				,,	"
原昌彦					
11 11		外部サービス利用 型指定特定施設入 居者生活介護事業 所母来寮	II	介護予防特定 施設入居者生 活介護	11
" "		デイサービスセン ターほのぼの家	倉吉市昭和町 1 -10	介護予防通所 介護	IJ

#### 鳥取県告示第255号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第32条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、 同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県西部総合事務所長 上 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事 業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業 を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人	米子市道笑町二	障害者生活支援センタ	米子市道笑町二丁目126-	平成20年4月1日
あしーど	丁目126	ーすてっぷ	4	

#### 鳥取県告示第256号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定 したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

\_\_\_\_\_\_

平成20年4月8日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 俊 重

	ナたて東致託の	指定に係る障害福	指定に係る障害福祉	障害福祉サ	
名 称	主たる事務所の	祉サービス事業を	サービス事業を行う	ービスの種	指定年月日
	所在地	行う事業所の名称	事業所の所在地	類	

社会福祉法人	西伯郡大山町高	柿木村共同作業所	西伯郡大山町高田	就労継続支	平成 20 年
柿木村福祉会	田1685-3		1685 — 3	援	4月1日
特定非営利活	西伯郡伯耆町大	伯耆みらい	西伯郡伯耆町大殿	就労継続支	
動法人 伯耆	殿1010		1010	援	"
みらい					
社会福祉法人	米子市上後藤	障害福祉サービス	米子市上後藤	就労移行支	
養和会	八丁目 9 -23	事業所 あんず・あ	八丁目 9 -23	援、就労継続	"
		ぷりこ		支援	
社会福祉法人	境港市竹内町40	まつぼっくり事業	境港市竹内町40	就労移行支	
まつぼっくり		所		援、就労継続	"
				支援	

# 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第7号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成20年4月8日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成20年4月10日(木)午後2時~
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
- (1) 平成20年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について
- (2) その他

\_\_\_\_\_\_

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、少年 指導委員を次のとおり委嘱した。

平成20年4月8日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

#### 1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

E	名	7	住	所	活	動	区	域		
谷	_	成	鳥取市今町	Ţ	鳥取駅周辺地区					
					(鳥取市のうち頭	東品治、今町-	一丁目、今	町二丁目、	瓦町、	栄町、元
住	洋	-	鳥取市瓦町	Ţ	町、永楽温泉町、	末広温泉町、	吉方温泉	一丁目、弥	生町、	扇町及び
					富安二丁目の区域	或)				
角	治	男	倉吉市上井	<b>沣町</b>	上井地区					
					(倉吉市のうち_	上井町一丁目、	上井町二	丁目、山根》	及び八屋	屋の区域)
井	俊	宏	倉吉市上井	<b></b>						
	住 角	谷 一 住 洋 角 治	谷 一 成    住 洋 一    角 治 男	谷 一 成  鳥取市今町    住 洋 一  鳥取市瓦町    角 治 男  倉吉市上井	谷 一 成  鳥取市今町    住 洋 一  鳥取市瓦町    角 治 男  倉吉市上井町	谷 一 成    鳥取市今町    鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち)      住 洋 一    鳥取市瓦町    町、永楽温泉町、 富安二丁目の区域      角 治 男    倉吉市上井町    上井地区 (倉吉市のうち)	谷 一 成    鳥取市今町    鳥取駅周辺地区      (鳥取市のうち東品治、今町・町、永楽温泉町、末広温泉町、富安二丁目の区域)      角 治 男    倉吉市上井町    上井地区      (倉吉市のうち上井町一丁目、	谷 一 成    鳥取市今町    鳥取駅周辺地区      (鳥取市のうち東品治、今町一丁目、今町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉富安二丁目の区域)      角 治 男    倉吉市上井町      上井地区    (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二)	谷 一 成    鳥取市今町    鳥取駅周辺地区      (鳥取市のうち東品治、今町一丁目、今町二丁目、    町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥富安二丁目の区域)      角 治 男    倉吉市上井町    上井地区      (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根と	谷 一 成    鳥取市今町    鳥取駅周辺地区      (鳥取市のうち東品治、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、    町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、      富安二丁目の区域)    上井地区      (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八月

内 田	日幸	治	米子市末広町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥 生町の区域)
福力	丰 將	夫	米子市皆生	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原五丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
京久野	野 勝	之	境港市松ヶ枝町	境港市街地区 (境港市のうち元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日
寺 本	*	勤	境港市外江町	ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)

#### 2 少年指導委員の任期

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

調 達 公 告

\_\_\_\_\_

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県教育情報通信ネットワークシステムプロキシーサーバ 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成20年6月1日から平成24年6月30日まで

(4) 履行場所

鳥取市湖山町北五丁目201 鳥取県教育センターTorikyo-NET管理室

(5) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金 額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入 札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以 下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有 するとともに、その資格区分がリース・レンタルに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札 参加資格審査の申請書類を平成20年4月23日(水)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成20年4月8日(火)から同月28日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参 加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受 けていない者であること。
- (4) 入札説明書に示すところにより、情報処理に関する資格を有する者を配置し、又は1の(1)に掲げるシステ ムと同等のシステムを導入した実績を有する者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県教育センター情報教育課

- 4 入札手続等
  - (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター情報教育課

電話 0857-28-2323

ファクシミリ 0857-28-8513

電子メール jyouhou@kyoiku-c. torikyo. ed. jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は7433

- (3) 入札説明書の交付方法
  - (1)の場所で平成20年4月8日(火)から同月23日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9時から午後5時までの間に交付する。
- (4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年4月28日(月)午後2時

鳥取県教育センター第2研修室

- 5 入札者に要求される事項
  - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな
  - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品 が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年4月23日(水)午後 5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に49月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額 を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11 号。以下「会計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入 札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部 又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号) 第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがな いと認められるとき。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に49月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければな らない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることが

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成さ れた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 報 雑

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者 試験を次のとおり実施する。

平成20年4月8日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐

#### 1 試験の種類及び日時

試験の種類	日時			
甲種危険物取扱者試験	平成20年6月15日(日)午前9時45分から			
乙種4類以外の危険物取扱者試験				
(複数種類受験の場合は乙4類を含むことも可)	"			
乙種 4 類危険物取扱者試験	平成20年6月15日(日)午後1時30分から			
丙種危険物取扱者試験	平成20年6月15日(日)午前9時45分から			

#### 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁

鳥取市尚徳町 101-5 鳥取県立県民文化会館 鳥取県立倉吉体育文化会館 倉吉市山根 529-2 米子市古豊千 520 米子職業能力開発促進センター 米子コンベンションセンター 米子市末広町 74

3 受験願書の受付期間

平成 20 年 4 月 11 日 (金) から同月 25 日 (金) まで (郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り 受け付ける。)

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 4階 財団法人消防試験研究センター鳥取県支部 (持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあっては 5,000 円、乙種危険物取扱者試験にあっては 3,400 円、丙 種危険物取扱者試験にあっては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

- 6 その他
  - (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防チーム、各消防局及 び各地区危険物保安協会において交付する。
  - (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(電話0857-26-8389) に照会する こと。